

体育スポーツ施設の利用手続きについて

新たな福島市公共施設予約システムの運用開始に伴い、下記のとおり変更や注意事項がございますのでご確認下さい。皆様の利便性の向上と多くの方々に公平公正に体育スポーツ施設をご利用いただくための変更となりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1 システム運用開始日 令和3年12月1日(水) 午前8時30分～

2 予約内容

- ① 12月分 随時予約 令和3年12月1日(水) 午前8時30分～
- ② 1月分 随時予約 令和3年12月3日(金) 午前8時30分～
- ③ 2月分 抽選予約 令和3年12月1日(水)～12月10日(金)

3 主な変更点 ※詳細は「体育スポーツ施設利用のご案内」をご確認ください。

1. 利用料金納入について

- ① 予約システム上でオンライン決済ができます。

2. 申請について

- ① 予約システム上でオンライン決済をしていただく場合は申請書の記入はいりません。
- ② 窓口で利用料金を納入していただく場合は申請書の記入が必要です。

3. 抽選予約について

- ① 申込可能時間数：1団体12時間まで
- ② 1時間からお好きな時間をお申込みいただけます。

例	9時	10時	11時	申込方法
A 団体	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3時間まとめて申込
B 団体	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	1時間ごと別々に3時間申込
C 団体	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		2時間まとめて申込
D 団体	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1時間ごと別々に2時間申込

- ・ 当選パターン例1 当選① 当選パターン例3 ⑥⑤
- ・ 当選パターン例2 当選②⑦④ 当選パターン例4 ⑥③④

※上記はすべて例です。決まった時間数を必ず使用したい方はA団体やC団体、1時間のみでも使用したい方はB団体やD団体のようにお申込みください。なお、すべての当選確率は同一です。

- ③ 当選後の時間の変更はできません。例⇒9時～12時を10時～12時に変更✕
- ④ 十六沼公園屋根付運動場は施設設置趣旨(子どもの運動環境の確保)により、予約システムでは抽選予約ができません。※詳細は「体育スポーツ施設利用手続きのご案内」をご確認ください。
- ⑤ 人工芝サッカー場の17時以降の利用は2時間単位(17-19時、19-21時)でのお申込みにご理解とご協力をお願いいたします。

※④、⑤については十六沼公園体育館(Tel.024(558)6151)までお問い合わせください。

4. 随時予約について

- ①仮予約(利用料金未納の予約)可能時間数：ひと月あたり最大6時間まで
※利用料金を納入していただいた時間数分、仮予約が追加可能となります。

例

予約日時	利用料金納入状況	仮予約追加可能時間
12/13 9時-11時 2時間	納入済	4時間
12/14 9時-11時 2時間	納入済	
12/15 9時-11時 2時間	未納	

- ②利用日の5日前までに利用料金を納入されない場合は、仮予約は自動的に取消となります。
その際、施設側からご連絡はいたしません。

5. 還付について

- ①原則、利用料金の還付は行いません。
②次に該当する場合は、利用料金の還付を行います。
(1)利用者の責めによらない理由により使用できない場合 全額還付
(2)利用日の5日前までに使用取消の申請をし、使用の取消を許可された場合 半額還付

6. 団体登録の更新について

- ①有効期限は登録した年の年度末(各年3月31日)までです。更新時期(各年度1月から3月末まで)になりましたら更新申請をお願いいたします。
※令和3年度登録に限り令和4年度末まで有効ですので、令和5年1月～3月末までに更新申請を行ってください。
②高校生等の学生の団体で、年度ごとにメンバーが変わる場合には有効期限内に施設に電話連絡の上、毎年4月末までにメンバーの変更申請をお願いいたします。
③有効期限内であっても、登録内容に変更があればすみやかに変更申請をお願いいたします。

4 注意事項

1. 架空団体防止の観点から、申請等の手続きはご登録いただいた団体メンバーの方のみしか行えません。身分証明書をご提示いただく場合があります。
2. 利用の仕方等、施設側の指示に従っていただけない場合は、団体登録を取消する場合があります。
3. 虚偽の登録情報が発覚した場合や架空団体が発覚した場合、転貸や譲渡行為が発覚した場合には、団体登録を取消する場合があります。
4. 2・3について、取消された団体に所属していた代表者・連絡者・団体メンバーの方は取消された日から翌年度末まで新規団体登録はできません。

例：取消日 令和3年12月15日 停止期間 令和5年3月31日まで

【問い合わせ先】(公財)福島市スポーツ振興公社 午前8時30分～午後5時 Tel.024(539)5500